

「まつどやさしい暮らしラボ」運営業務委託 ホームページ作成仕様書

1 件 名

「まつどやさしい暮らしラボ」運営業務委託 ホームページ作成

2 目 的

「まつどやさしい暮らしラボ」（以下、ラボとする）を核として、市民プロジェクトメンバー（以下、市民メンバーとする）と市民記者が発信する、「やさシティ、まつど」＝やさしい街・松戸市の魅力や暮らしやすさの市民目線の情報を、市内外に向けて広く発信するための拠点となるホームページを一新します。本市の魅力や価値を訴求するとともに、わかりやすくデザイン性の高いサイト構成で、市内外の子育て世帯及び未来の子育て世代に効果的に情報を発信し、本市ファンの増加を図ります。また、ラボの PR 活動情報の一元化に加え、更新性や市内外の人々とのつながりを意識したコンテンツなどを盛り込み、リピート率の高いホームページとします。

3 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

（1）基本仕様

①サーバーについて

当該コンテンツの制作・運用に必要となるサーバー等ハードウェア、ネットワークおよびデータベース等ソフトウェア等については、すべて受託者において準備してください。

② ①に記載のハードウェア・ネットワーク・ソフトウェア等は、委託期間中、情報漏洩や不正な改ざん等が発生しないよう、セキュリティホール等に対する修正・バージョンアップ等を継続して行ってください。

異常または障害時には、必ず市への通知を行うとともに、速やかに復旧できる体制・運用を確保してください。

③ドメインについて

現行のドメインを引き続き使用してください。

④構造およびページ構成について

パソコンおよびタブレット端末、スマートフォンなど、マルチデバイスでの利用対応を考慮したうえでコンテンツを制作してください。

パソコンサイトとスマートフォンサイトは別のサイトではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される（パソコン以外のデバイス利用ユーザーがストレスを感じない程度の閲覧状態・構成・速度を意識した）構造としてください。

⑤ページの更新・追加について

コンテンツの編集・更新が容易に行える運用体制やシステム・ツール等を確保してください。更新頻度の高いコンテンツについては、市担当者による更新作業も行えるシステムやツール等を確保することが望ましいですが、受託業者側で編集・更新作業を行う場合は、市と協議の上、随時対応してください。

その他、各コンテンツの追加・削除については随時市と協議しながら実施し、日々の軽微な修正対応やメンテナンス、アクセス解析は、随時対応してください。

(2) サイト構成・コンテンツについて

サイト構成およびコンテンツ・各ページの構成等については、市と協議して作成してください。

また、PR 展開内容および本事業の進捗状況等により、随時追加コンテンツが発生するものとします。

① コンテンツについて

各コンテンツの内容については、市と協議の上、編集および各ページのデザイン、HTML コーディングを行ってください。

※現在のラボホームページに掲載されている全ての記事を引き継ぎ、閲覧できるようにしてください。

※各コンテンツ内容で、市のホームページやその他外郭団体サイト等に詳細情報がある場合は、特筆すべき情報や見出し等のみを掲載し、詳細については各サイトへ遷移させることとします。

② 公開時期について

平成 31 年 4 月 1 日公開を前提に、市と協議の上決定します。

4 業務履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

5 留意事項

本仕様に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとします。
なお、契約期間終了時には、ホームページデザインデータ等一式を、電子データ（CD-R 等）により納品してください。

6 その他

- (1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して決めるものとします。
- (2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して決めるものとします。

7 成果品の利用および著作権

- (1) 受託者は、松戸市に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権〔(著作権法 昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む〕を譲渡するものとします。
ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではありません。
- (2) 松戸市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとします。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとします。

8 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないでください。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じてください。契約終了後もまた同様とします。

9 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「松戸市個人情報の保護に関する条例」を遵守してください。